地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により、 住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり公表します。

令和3年6月1日

魚沼市監査委員 星野 武男

魚沼市監査委員 森山 英敏

第1 請求の受理

- 請求の提出日
 令和3年4月5日
- 2 請求の受理

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和3年4月28日付で受理した。

第2 請求の趣旨及び請求の理由

請求の趣旨及び請求の理由は以下のとおりである。以下には請求人作成の魚沼市職員措置請求書(以下「本件請求書」という。)から原文のまま引用する。

1. 請求の趣旨

魚沼市長内田幹夫に対し、令和3年度一般会計予算書に弁償金として計上した、斎場建設瑕疵担保請求 (滞納繰越分)、2,709万1千円を回収するため、平成31年1月16日付けの監査勧告から約半年毎に実施していた「面会して催告」を、令和2年度中は、同年7月30日、8月3日、8月8日に1回「面会して催告」しただけで、2度目の「面会して催告」を実施していないのは怠る事実として、早急に5回目の「面会して催告」を実施しろとの勧告を求める。

さらに過去4回に及ぶ「面会して催告」をしても、所謂債権の回収の 見込みがないのであれば、裁判上の請求を含め、新たな対策を講じろと

- の勧告を求める。
- 1. 勧告に従った「面会して催告」の5回目を早急に実施すること。
- 2. 合計 4 回ほど面会して催告しても回収できないのであるから、裁判上の請求を行うなどを含めた新たな対策を講じること。

2. 請求の事実

- 1. 平成30年11月20日の住民監査請求により、監査公表第6号 (平成31年1月16日付け)が出され、第6 勧告の内容「市長は、 本件瑕疵担保請求について旧地権者に対し履行を促すための対策を、 平成31年2月6日までに講じることを勧告する。」とされた。
- 2. それを受け、平成31年1月24日、26日、27日、29日と面会して催告した。
- 3. 令和元年度は令和元年7月24日、25日、28日、29日に面会して催告した。
- 4. 令和元年度の2度目は、令和2年1月22日、23日、27日、2 月1日に面会して催告した。
- 5. 令和2年度の一回目は、令和2年魚環第185号令和2年8月18日決済の魚沼市斎場用地の瑕疵担保請求に係る旧地権者への訪問催告について(報告)によれば、令和2年7月30日に債権者1、同年8月3日に債権者2、債権者3、債権者4に、8月8日に債権者5に対して、面会して催告したが、その後行われていない。
- 6. 令和3年度一般会計予算書、歳入21款諸収入、5項雑入、2目弁 償金に斎場建設瑕疵担保請求(滞納繰越分)として、2,709万1 千円を計上した。

3. 請求の理由

勧告を受けて、平成30年度に1回、令和元年度に2回、令和2年度は令和2年7月、8月の1回、計4回ほど面会して催告を行ったが、まったく所謂債権の回収に至っていない。

さらに、令和元年度は2回実施されたが、令和2年度は1回しか実施されていないのは怠る事実であるので、早急に5回目の「面会して催告」を実施しろとの勧告を求める。

さらに、過去4回実施した「面会して催告」をしても、所謂債権を回収できないのであるから、新たな対策を講じなければならないが、それをしないのは怠る事実であるので、裁判上の請求を含めた新たな対策を

講じろとの勧告を求める。

第3 監査の実施

- 1 監查対象部局魚沼市市民福祉部生活環境課
- 2 監査の方法

関係職員に資料の提出を求め、令和3年5月13日に事情を聴取した。

(関係職員) 魚沼市市民福祉部長、同部生活環境課長

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づく、陳述及び証拠の提出の機会について、請求人に令和3年4月28日に電話により照会した結果、請求人は陳述は行わず新たな証拠の提出がないことを確認した。

4 監査対象事項の決定

請求人の請求は、魚沼市が平成25年度に斎場建設用地として地権者から買い受けた土地に隠れた瑕疵があったとする民法第570条、第56条第2項に基づく瑕疵担保による損害賠償請求権に関して、平成31年1月16日付監査公表第6号の勧告に基づく対策「旧地権者宅を訪問し、債務の履行を催告する。」として、「面会して催告」を、令和2年度中は、同年7月30日、8月3日、8月8日に1度目の「面会して催告」し、2度目の「面会して催告」を実施していないのは瑕疵担保請求の管理を怠る事実に該当するとして、次の事項を監査対象とした。

- (1) 令和元年度に面会して催告を2回実施し、令和2年度は面会して 催告を1回実施したことが本件瑕疵担保請求の管理を怠る事実に 該当するか否か
- (2)合計4回面会して催告しても回収できないのであるから、裁判上の請求を行うなどを含めた新たな対策を講じる必要があるか否か
- 5 監査対象部局の見解

平成31年1月16日付魚監第55号の勧告に基づき、平成30年度に面会しての催告を1回行い、令和元年度は、面会しての催告を年2回、お盆頃と年明け頃に行った。令和2年度においても令和2年7月に1回目を行い2回目は令和3年1月頃に催告を予定していたが、市長が交代したことに伴い新市長の本件瑕疵担保請求については精査が必要との

判断により、2回目の催告を行わないこととなった。

今後の催告の予定については、現在、精査中であるため面会して催告の計画はない。

6 監査結果

時系列に示すと次のとおりである。

- ・平成31年1月16日 平成30年11月20日付住民監査請求に 係る魚監第55号で魚沼市長に対し行った勧告
 - 「第6 勧告の内容 市長は、本件瑕疵担保請求について旧地権者に対し履行を促すための対策を、平成31年2月6日までに講じることを勧告する。」
- ・平成31年1月21日 魚監第55号(平成31年1月16日付)で 魚沼市長に対し行った勧告について、対策を講じる旨の通知
 - 「1 瑕疵担保請求について旧地権者に対し履行を促すための対策 旧地権者宅を訪問し、債務の履行を催告する。その結果により債権 の徴収に向けて今後の具体的な対応を検討する。」
- ・平成31年1月24日から同年1月29日 旧地権者へ面会しての 催告
- ・令和元年7月24日から同年7月29日 旧地権者へ面会しての催告(令和元年度1回目)
- ・令和2年1月22日から同年2月1日 旧地権者へ面会しての催告 (令和元年度2回目)
- ・令和2年7月30日から同年8月8日 旧地権者へ面会しての催告 (令和2年度1回目)通算4回目
- · 令和 2 年 1 2 月 1 2 日 新市長就任(市長交代)
- ・令和2年12月16日 新市長へ生活環境課重点引継事項ヒアリング「斎場建設瑕疵担保請求について、新市長に説明」
- ・令和3年3月9日から同年3月15日 令和3年第1回魚沼市議会 定例会
- 一般質問及び令和3年度会計予算審査特別委員会において、本件瑕疵担保請求に関する質問に対して「回収等に関しては現在、精査中で

あり判断しかねる。」との趣旨の答弁が行われた。

事実関係の確認

監査対象事項に関する関係書類及び関係職員の事情聴取の結果、次のような事実を認めた。

- ・平成31年1月16日付魚監第55号で市長に対し行った勧告により、平成31年1月24日から同年1月29日に旧地権者へ面会して 催告が行われた。
- ・令和元年度については、令和元年7月24日から同年7月29日及び令和2年1月22日から同年2月1日に旧地権者へ面会して計年2回の催告が行われた。
- ・令和2年度については、令和2年7月30日から同年8月8日に旧地 権者へ面会して催告したのみである。
- ・令和2年12月12日に新市長が就任したことに伴い、本件瑕疵担保 請求について生活環境課から重点引継ぎ事項として説明が行われ、新 市長により、債権の回収等については精査が必要であると判断され、 令和2年度の2回目の面会しての催告は行わないこととなった。

第4 監査委員の判断

以上のように事実関係の確認及び関係職員の事情聴取を行った結果 に基づき、本件請求について次のように判断する。

魚沼市では魚沼市債権管理条例を定め、本件瑕疵担保請求が該当する非強制徴収債権についても適正な管理を行うこととしている。

債権の徴収は、一般的に期限までに履行がない者に対しては、督促を行い、督促を行っても履行がない者には催告を行う。それでも履行がない場合は、催告を次第に強めて履行を促すが、それでも履行がない場合には訴訟の手続きを行って請求することとなる。

令和元年度において、年2回の「面会して催告」を行ったにもかかわらず債権の回収ができなかったのであれば、その後の催告は前回以上に旧地権者に対し履行を促すための対策を講じなければならないが、生活環境課の事実関係の確認によると令和2年度についても、2回目の催告を令和3年1月頃実施する予定ではあったが、市長が交代し、債権回収については精査が必要であると判断され、2回目の催告は実施

しないこととなった。

請求者は「面会して催告」を令和元年度は2回実施されたが、令和2年度は1回しか実施してないことが本件瑕疵担保請求の管理を怠る事実であると主張するが、債権の徴収は履行がない場合は次第に強めて履行を促す必要はあるが、平成31年1月16日付魚監第55号で市長に対し行った勧告は「市長は、本件瑕疵担保請求について旧地権者に対し履行を促すための対策を、平成31年2月6日までに講じることを勧告する。」であり、この勧告に対する措置として、市長は「旧地権者宅を訪問し、債務の履行を催告する。その結果により債権の徴収に向けて今後の具体的な対応を検討する。」と回答しており、面会しての催告を年2回行わなければならない根拠は認められず、令和元年度に面会して年2回の催告を行い、令和2年度は1回の催告にとどまったことをもって本件瑕疵担保請求の管理を怠る事実であるとする請求人の主張を認めることはできないと判断する。

また、請求人が主張する「過去4回実施した「面会して催告」をしても、所謂債権を回収できないのであるから、新たな対策を講じなければならない」については、面会して催告により回収できないのであれば、当然新たな対策を講じる必要はあるが、新市長は本件瑕疵担保請求について精査中であるため、市長が行う精査について経過を見守るべきと判断する。

第5 監査の結果(結論)

以上のことから、監査委員合議の結果、本件請求については次のとおりとする。

- (1)令和元年度に面会して催告を2回実施し、令和2年度は面会して 催告を1回実施したことが本件瑕疵担保請求の管理を怠る事実に 該当するか否かについては、上記のとおり理由がないと認め、棄却 する。
- (2)合計4回面会して催告しても回収できないのであるから、裁判上 の請求を行うなどを含めた新たな対策を講じる必要があるか否か については、市長は本件瑕疵担保請求について精査中であることか ら、精査の経過を見守ることとする。